

運送事業者事業継続緊急支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格の高騰及び燃料調達の影響により、事業運営に大きな影響を受けている運送事業者の負担軽減及び事業継続を支援するための事業継続緊急支援金（以下「支援金」という。）の給付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般貨物運送事業者 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業を営む者をいう。
- (2) 貨物軽自動車運送事業者 貨物自動車運送事業法第2条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業を営む者をいう。
- (3) タクシー事業者等 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）又は自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第2項に規定する自動車運転代行業を営む者をいう。
- (4) 福祉輸送限定事業者 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業のうち、福祉輸送事業に限定して運送を行う者をいう。

(給付対象者)

第3条 支援金の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 市内に本社又は営業所等を有する者であって、支援金の申請日時点において、前条各号に規定するいずれかの事業等を営んでいること。
- (2) 支援金の申請日以降も事業を継続する意思があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、給付対象者とし

- (1) 代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員等が鳴門市暴力団排除条例（令和2年鳴門市条例第1号）第2条に規定する暴力団員に該当する者
- (2) 政治的活動又は宗教的活動を行う者
- (3) 支援金の趣旨に照らして適当ではないと市長が認める者

(給付対象車両)

第4条 支援金の給付の対象となる車両（以下「給付対象車両」という。）は、申請日時点において給付対象者が保有し、現に第2条各号に規定する事業の用に供している車両とする。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、給付対象車両1台につき、別表に定める区分に応じた給付額とし、その合計額とする。ただし、1事業者当たりの支援金の額は、30万円を上限とする。

(申請期限)

第6条 支援金の申請期限は、令和8年12月28日までとする。

(給付申請)

第7条 支援金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、前条に定める申請期限までに、運送事業者事業継続緊急支援金給付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 対象車両一覧表（様式第2号）
- (2) 事業に必要な許可等を受けていることを証する書面の写し
- (3) 対象車両一覧表に記載された車両の自動車検査証記録事項の写し又はこれに代わる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(支援金の給付の決定及び給付)

第8条 市長は、前条に規定する申請を受理したときは、その内容を審査し、給付を決定したときは、運送事業者事業継続緊急支援金給付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による給付決定の日から30日以内に支援金を給付するものとする。

(支援金を給付しない旨の決定)

第9条 市長は、第7条の規定により提出された申請書等を審査した結果、支援金の給付が不相当であると認めるときは、運送事業者事業継続緊急支援金不給付決定通知書（様式第4号）により、支援金を給付しない旨を申請者に通知するものとする。

(決定の取消し及び支援金の返還)

第10条 市長は、給付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の給付決定を取り消し、既に給付した支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けたとき。
- (2) その他市長が支援金を給付することが適当でないと認めたとき。

(調査)

第11条 市長は、申請内容に疑義が生じたときは、現地調査等を行うことができる。

2 給付申請を行った者は、前項に規定する現地調査等に協力しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の給付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月29日から施行する。

別表（第5条関係）

事業区分	給付額	対象上限台数
一般貨物自動車運送事業	50,000 円／台	6 台
貨物軽自動車運送事業	30,000 円／台	10 台
タクシー事業・自動車運転代行事業	50,000 円／台	6 台
福祉輸送限定事業	30,000 円／台	10 台

様式第1号（第7条関係）

運送事業者事業継続緊急支援金給付申請書兼請求書

年 月 日

(宛 先)

鳴門市長

住所

事業所の名称

代表者職氏名

発行責任者

担 当 者

連絡先

運送事業者事業継続緊急支援金の給付を受けたいので、下記の記載事項を誓約の上、運送事業者事業継続緊急支援金給付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業所の概要

事業区分	該当する項目にチェックしてください。 ☐ 一般貨物自動車運送事業 ☐ 貨物軽自動車運送事業 ☐ タクシー事業者 ☐ 運転代行事業者 ☐ 福祉輸送限定事業者	
連絡先	担当者名	電話番号

2 給付申請額

3 振込先

金融機関名	1 銀行 2 金庫 5 農協 3 信組 6 漁連 4 信連 7 信漁連	支店名	
預金種別	1 普通 2 当座	口座番号	
口座名義 (ｶﾀｶﾅ記入)			

4 誓約事項

- (1) 申請日時点で営業しており、今後も事業を継続する意思を有していること。
- (2) 記載内容に関して、追加書類の提出及び説明の必要がある場合は、その求めに応ずること。
- (3) 申請後に給付要件を満たしていないことが判明した場合又は不正受給が判明した場合は、支援金の返還等を行うこと。

5 添付書類

- (1) 対象車両一覧表（様式第2号）
- (2) 事業に必要な許可又は認定を受けていることを証する書面の写し
- (3) 対象車両一覧表に記載された車両の自動車検査証記録事項の写し又はこれに代わる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 7 条関係）

対象車両一覧表

事業所の名称 _____

	登録番号	自動車検査証の 有効期間の満了する日	備考
1		年 月 日	
2		年 月 日	
3		年 月 日	
4		年 月 日	
5		年 月 日	
6		年 月 日	
7		年 月 日	
8		年 月 日	
9		年 月 日	
1 0		年 月 日	

様式第 3 号（第 8 条関係）

鳴 第 号
年 月 日

様

鳴門市長

運送事業者事業継続緊急支援金給付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった運送事業者事業継続緊急支援金について、
下記のとおり給付を決定しましたので通知します。

記

- 1 名 称 運送事業者事業継続緊急支援金
- 2 給付決定額 円

以上

様式第4号（第9条関係）

鳴 第 号
年 月 日

様

鳴門市長

運送事業者事業継続緊急支援金不給付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった運送事業者事業継続緊急支援金について、
下記のとおり支援金を給付しないことを決定しましたので通知します。

記

1 不給付決定理由

以上